外交防衛委員会

委員一覧(21名)

(1) 審議概観

第168回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件及び本院議員提出2件の合計4件であり、そのうち内閣提出1件及び本院議員提出1件の合計2件を可決し、内閣提出1件及び本院議員提出1件の合計2件を否決した。

また、本委員会付託の請願26種類133件のうち、2種類8件を採択した。

〔法律案の審査〕

国際テロ対策のための活動 2001年9月に発生した米国同時多発テロ攻撃によっても たらされている脅威がいまだ除去されていない現状において、国際社会はテロの防止 及び根絶のための取組を継続している。テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動 の実施に関する特別措置法案(補給支援活動特措法案)は、会期中の11月1日に失効 した旧テロ対策特措法に基づく海上自衛隊の給油等の協力支援活動が国連安保理決議 第1776号においてその貢献に対する評価が表明されたことを踏まえ、テロ対策海上阻 止活動を行う諸外国の軍隊等に対し補給支援活動を実施することにより、我が国が国 際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に引き続き積極的かつ主体 的に寄与し、我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することとするもので ある。国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関す る特別措置法案(テロ根絶法案)は、本院議員提出の法律案であり、我が国がアフガ ニスタンの復興の支援を通じて国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会 の取組に寄与するため、米国同時多発テロ攻撃に関連して採択された国連安保理決議 第1659号を踏まえ、アフガニスタン国内の安全及び安定の回復に資するための措置を 講ずるとともに、同国民の生活の安定と向上に向けた自主的な努力を支援するもので ある。委員会においては、海上自衛隊による給油支援活動の成果と撤収による影響、 シビリアン・コントロールの確保と国会承認規定の必要性、米軍等の艦船への給油燃 料転用疑惑に対する透明性の確保、給油量取り違え事案及び航泊日誌の誤破棄事案の 原因、アフガニスタン本土に自衛隊や文民を派遣する可能性、国際治安支援部隊(Ⅰ

SAF)及び地方復興チーム(PRT)の活動実態と我が国の参加の是非、テロ根絶法案における復興支援活動の具体的な内容とテロ防止・根絶への効果、テロ根絶法案における抗争停止合意の成立が可能な地域、武器使用基準見直しの必要性、我が国のアフガニスタン復興支援の在り方、自衛隊の海外派遣に関する一般法の必要性、前防衛次官と防衛産業をめぐる不祥事、防衛装備品調達をめぐる諸問題等について質疑が行われたほか、参考人からの意見聴取が行われ、討論の後、両案はいずれも賛成少数により否決された。

なお、2008年1月11日、本会議において両案はそれぞれ記名投票をもって採択された結果、補給支援活動特措法案は、賛成106、反対133にて否決され、テロ根絶法案は、 賛成120、反対118にて可決された。補給支援活動特措法案は、衆議院において3分の2以上の多数をもって再可決された。また、テロ根絶法案は、衆議院において継続審査となった。

イラク人道復興支援特措法の廃止を求める動き イラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置を直ちに終了させるためのイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案は、本院議員提出の法律案であり、イラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置を直ちに終了させる等のため、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止しようとするものである。委員会においては、イラクにおける航空自衛隊の輸送支援活動に対する評価、いわゆる戦闘地域と非戦闘地域に関する認識、米英等による対イラク武力行使の正当性、民主党の考えるイラク復興支援策の内容、民主党の国際平和協力についての考え方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。

なお、同法案は、本会議において多数をもって可決された後、衆議院において審査 未了となった。

防衛省職員に対する俸給表の改定・新設 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて、防衛省職員の俸給月額等を改定するとともに、専門スタッフ職俸給表を新設するほか、任用期間を定めて任用されている自衛官の退職手当の算定の方法を改正しようとするものである。委員会においては、前防衛次官の不祥事と給与改定に係る国民への説明責任、専門スタッフ職新設の目的と導入の是非、海外に派遣される自衛官の給与面の処遇改善、自衛官の若年定年制の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。

[国政調査等]

10月25日、アフガニスタン情勢、補給支援活動特措法案、海上自衛隊補給艦の給油 量取り違え事案、前防衛次官の倫理規程違反、文民統制、六者会合、北朝鮮による日 本人拉致問題、核軍縮・不拡散等について質疑を行った。

また、今国会会期中、防衛装備品の調達に関し、防衛関連商社等による代金の水増

し請求疑惑、前防衛次官の接待疑惑等が問題となったことを踏まえ、11月15日、これら防衛省問題に関する件について参考人株式会社山田洋行代表取締役社長米津佳彦君に対し質疑を行うとともに、証人前防衛次官守屋武昌君に対し尋問を行った。

平成20年1月15日、上記の守屋証人の証言について偽証の疑いが極めて濃厚であると認められることから、同証人を議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第6条の規定に該当するものと認め、同法第8条の規定により告発した。

(2)委員会経過

〇平成19年10月23日(火)(第1回)

- ○理事を選任した。
- ○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- ○外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。

〇平成19年10月25日(木)(第2回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○アフガニスタン情勢に関する件、補給支援活動特措法案に関する件、海上自衛隊補給 艦の給油量取り違え事案に関する件、前防衛事務次官の倫理規程違反に関する件、文 民統制に関する件、六者会合に関する件、北朝鮮による日本人拉致問題に関する件、 核軍縮・不拡散に関する件等について石破防衛大臣、高村外務大臣、江渡防衛副大臣 及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 犬塚直史君(民主)、白真勲君(民主)、徳永久志君(民主)、山本一太君(自民)、浅野勝人君(自民)、浜田昌良君(公明)、井上哲士君(共産)、山内徳信君(社民)

〇平成19年11月2日(金)(第3回)

- ○外交、防衛等に関する調査のうち、防衛省問題に関する件について前防衛事務次官守 屋武昌君を証人として出頭を求めることを決定した。
- ○参考人の出席を求めることを決定した。

〇平成19年11月9日(金)(第4回)

- ○外交、防衛等に関する調査のうち、防衛省問題に関する件について前防衛事務次官守 屋武昌君を証人として出頭を求めることを決定した。
- ○参考人の出席を求めることを決定した。

〇平成19年11月15日(木)(第5回)

- ○理事の補欠選任を行った。
- ○防衛省問題に関する件について参考人株式会社山田洋行代表取締役社長米津佳彦君に 対し質疑を行い、証人前防衛事務次官守屋武昌君から証言を聴いた。
 - ・参考人(米津佳彦君)に対する質疑「質疑者」北澤俊美君(委員長質疑)、大久保勉君(民主)、犬塚直史君(民主)、

浅野勝人君(自民)、山口那津男君(公明)、井上哲士君(共産)、山内 徳信君(社民)

・証人(守屋武昌君)に対する尋問

[尋問者] 北澤俊美君(総括尋問)、犬塚直史君(民主)、浅尾慶一郎君(民主)、 山本一太君(自民)、浜田昌良君(公明)、井上哲士君(共産)、山内徳 信君(社民)

〇平成19年11月22日(木)(第6回)

○ イラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置を直ちに終了させるためのイラクにお ける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法 律案(参第5号)について発議者参議院議員浅尾慶一郎君から趣旨説明を聴いた。

〇平成19年11月27日(火)(第7回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- イラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置を直ちに終了させるためのイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案(参第5号)について発議者参議院議員浅尾慶一郎君、同犬塚直史君、同榛葉賀津也君、石破防衛大臣、高村外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕牧山ひろえ君(民主)、佐藤正久君(自民)、浜田昌良君(公明)、井上哲士君(共産)、山内徳信君(社民)

(参第5号) 賛成会派 民主、共産、社民 反対会派 自民、公明

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第10号)(衆議院 送付)について石破防衛大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成19年11月29日(木)(第8回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第10号)(衆議院 送付)について石破防衛大臣、高村外務大臣、江渡防衛副大臣及び秋元防衛大臣政務 官に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕浅尾慶一郎君(民主)、佐藤公治君(民主)、井上哲士君(共産)、山内 徳信君(社民)

(閣法第10号) 賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民 反対会派 なし

○ テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(閣法第6号)(衆議院送付)について町村内閣官房長官から趣旨説明を聴いた。

〇平成19年12月4日(火)(第9回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(閣法第6

号)(衆議院送付)について福田内閣総理大臣、石破防衛大臣、高村外務大臣、町村 内閣官房長官、江渡防衛副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 榛葉賀津也君(民主)、※白眞勲君(民主)、※柳田稔君(民主)、山本一太君(自民)、※佐藤昭郎君(自民)、浜田昌良君(公明)、井上哲士君(共産)、近藤正道君(社民) ※関連質疑

〇平成19年12月6日(木)(第10回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(閣法第6号)(衆議院送付)について石破防衛大臣、町村内閣官房長官、高村外務大臣、岩城内閣官房副長官、木村外務副大臣、江渡防衛副大臣、秋元防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 犬塚直史君(民主)、浜田昌良君(公明)、大塚耕平君(民主)、風間直 樹君(民主)、井上哲士君(共産)、山内徳信君(社民)、佐藤正久君(自 民)

〇平成19年12月11日(火)(第11回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(閣法第6号)(衆議院送付)について高村外務大臣、石破防衛大臣、町村内閣官房長官、木村外務副大臣、江渡防衛副大臣、秋元防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 山口那津男君(公明)、藤末健三君(民主)、白眞勲君(民主)、榛葉賀 津也君(民主)、風間直樹君(民主)、山下芳生君(共産)、山内徳信君 (社民)、浅野勝人君(自民)

〇平成19年12月13日(木)(第12回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(閣法第6号)(衆議院送付)について福田内閣総理大臣、高村外務大臣、石破防衛大臣、冬柴国土交通大臣、額賀財務大臣、町村内閣官房長官、秋元防衛大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。
 - ·集中審議(防衛省問題)

[質疑者] 櫻井充君(民主)、**尾立源幸君(民主)、椎名一保君(自民)、山口那津 男君(公明)、井上哲士君(共産)、福島みずほ君(社民) ※関連質疑

質疑

[質疑者] 牧山ひろえ君(民主)、徳永久志君(民主)、井上哲士君(共産)、山内 徳信君(社民)、浜田昌良君(公明)、山本一太君(自民)

〇平成19年12月18日(火)(第13回)

- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(閣法第6号)(衆議院送付)について石破防衛大臣、町村内閣官房長官、高村外務大臣、池坊 文部科学副大臣、木村外務副大臣、秋元防衛大臣政務官、小泉財務大臣政務官、政府 参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

[質疑者] 佐藤正久君(自民)、浅尾慶一郎君(民主)、藤田幸久君(民主)、喜納 昌吉君(民主)、大門実紀史君(共産)、近藤正道君(社民)、浜田昌良 君(公明)

〇平成19年12月20日(木)(第14回)

- ○外交、防衛等に関する調査のうち、防衛省問題に関する件について委員を派遣し、前株式会社日本ミライズ代表取締役社長宮﨑元伸君を証人として現在場所において証言を求めることを決定した。
- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(閣法第6号)(衆議院送付)について石破防衛大臣、高村外務大臣、町村内閣官房長官、江渡 防衛副大臣、秋元防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 松野信夫君(民主)、大久保勉君(民主)、井上哲士君(共産)、山内徳信君(社民)、山口那津男君(公明)、佐藤正久君(自民)

〇平成19年12月25日(火)(第15回)

- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(閣法第6号)(衆議院送付)について参考人社団法人日本経済団体連合会防衛生産委員会委員長代理・三菱重工業株式会社航空宇宙事業本部副事業本部長加藤千之君から意見を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕犬塚直史君(民主)、佐藤昭郎君(自民)、山口那津男君(公明)、井上哲士君(共産)、山内徳信君(社民)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(閣法第6号)(衆議院送付)について高村外務大臣、町村内閣官房長官、石破防衛大臣、新藤 経済産業副大臣、秋元防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕白眞勲君(民主)、米長晴信君(民主)、井上哲士君(共産)、山内徳信君(社民)、浜田昌良君(公明)、佐藤正久君(自民)

〇平成19年12月27日(木)(第16回)

○ 国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別 措置法案(参第13号)について発議者参議院議員直嶋正行君から趣旨説明を聴いた。

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(閣法第6号)(衆議院送付)について町村内閣官房長官、高村外務大臣、石破防衛大臣、木村 外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 谷岡郁子君(民主)、犬塚直史君(民主)、佐藤正久君(自民)、浜田昌良君(公明)、井上哲士君(共産)、山内徳信君(社民)

〇平成20年1月8日(火)(第17回)

○テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(閣法第6号)(衆議院送付)について参考人社団法人日米平和・文化交流協会理事秋山直紀君に対し質疑を行った。

[質疑者] 北澤俊美君(委員長質疑)、櫻井充君(民主)、浅尾慶一郎君(民主)、 浅野勝人君(自民)、浜田昌良君(公明)、大門実紀史君(共産)、近藤 正道君(社民)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(閣法第6号)(衆議院送付)

国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法案(参第13号)

以上両案について発議者参議院議員浅尾慶一郎君、同犬塚直史君、町村内閣官房長官、高村外務大臣、石破防衛大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕牧山ひろえ君(民主)、亀井亜紀子君(民主)、井上哲士君(共産)、 近藤正道君(社民)、浜田昌良君(公明)、山口那津男君(公明)、佐 藤正久君(自民)

〇平成20年1月10日(木)(第18回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(閣法第6号)(衆議院送付)

国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別 措置法案(参第13号)

以上両案について発議者参議院議員浅尾慶一郎君、同犬塚直史君、福田内閣総理大臣、高村外務大臣、町村内閣官房長官、石破防衛大臣、額賀財務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも否決した。

• 質疑

〔質疑者〕白眞勲君(民主)、佐藤正久君(自民)、浜田昌良君(公明)、井上哲士君(共産)、山内徳信君(社民)

質疑(内閣総理大臣出席)

〔質疑者〕藤田幸久君(民主)、※徳永久志君(民主)、山本一太君(自民)、山口

※関連質疑

(閣法第6号) 賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

(参第13号) 賛成会派 民主

反对会派 自民、公明、共産、社民

〇平成20年1月15日(火)(第19回)

- ○証人守屋武昌君を告発することを決定した。
- ○請願第309号外7件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査 決定し、第40号外124件を審査した。

(3) 議案の要旨

①成立した議案

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案 (閣法第6号)

【要旨】

本法律案は、テロ対策海上阻止活動を行う諸外国の軍隊等に対し補給支援活動を実施することにより、我が国が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に引き続き積極的かつ主体的に寄与し、もって我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的とするものであり、主な内容は次のとおりである。

- 一、補給支援活動とは、テロ対策海上阻止活動の円滑かつ効果的な実施に資するため、自 衛隊がテロ対策海上阻止活動に係る任務に従事する諸外国の軍隊等の艦船に対して実施 する自衛隊に属する物品及び役務の提供(艦船若しくは艦船に搭載する回転翼航空機の 燃料油の給油又は給水を内容とするものに限る。)に係る活動をいう。
- 二、補給支援活動の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはなら ない。
- 三、補給支援活動は、我が国領域及び現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施 される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる次の地域におい て実施するものとする。
 - 1 公海(インド洋(ペルシャ湾を含む。)及び我が国の領域とインド洋との間の航行 に際して通過する海域に限り、海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水 域を含む。)及びその上空
 - 2 外国(インド洋又はその沿岸に所在する国及び我が国の領域とこれらの国との間の 航行に際して寄港する地が所在する国に限る。)の領域(当該補給支援活動が行われ ることについて当該外国の同意がある場合に限る。)
- 四、内閣総理大臣は、補給支援活動を実施するに当たっては、あらかじめ、実施計画の案

につき閣議の決定を求めなければならない。

- 五、防衛大臣は、指定した補給支援活動の実施区域の全部又は一部がこの法律又は実施計画に定める要件を満たさないものとなった場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。自衛隊の部隊等の長等は、補給支援活動を実施している場所の近傍において、戦闘行為が行われるに至った場合又は戦闘行為が行われることが予測される場合には、当該活動の実施を一時休止し又は危険を回避しつつ、実施区域の指定の変更又は活動の中断の命令を待つものとする。
- 六、防衛大臣等は、諸外国の軍隊等から申出があった場合において、その活動の円滑な実施に必要な物品を無償で貸し付け、又は譲与することができる。
- 七、内閣総理大臣は、実施計画の決定又は変更があったときはその内容を、補給支援活動 が終了したときはその結果を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。
- 八、補給支援活動の実施を命ぜられた自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の 自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防 護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ 合理的に必要と判断される限度で、武器を使用することができる。
- 九、この法律は、公布の日から施行し、施行の日から起算して1年を経過した日に、その 効力を失う。ただし、その日より前に、補給支援活動を実施する必要がないと認められ る場合には、速やかに廃止するものとする。また、必要がある場合には、別に法律で定 めるところにより、1年以内の期間を定めて効力を延長することができる。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第10号)

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて、防衛省職員の俸給月額等を改定するとともに、任用期間を定めて任用されている自衛官の退職手当の算定の方法を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額を一般職の国家公務員の例に準じて引 き上げる。
- 二、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生(以下「学生」という。)に支給する学生手当の月額を10万8,300円(現行10万6,600円)に引き上げる。
- 三、学生に支給する12月期の期末手当の支給割合を100分の180(現行100分の175)に引き 上げる。
- 四、任用期間を定めて任用されている自衛官が育児休業等により勤務しない期間のある場合について、退職手当の除算規定を設ける。
- 五、防衛省の職員に対し新たに適用する俸給表として、専門スタッフ職俸給表を新設し、 同表の適用を受ける職員に対して支給する手当として、専門スタッフ職調整手当を新設 する。
- 六、本法律は、公布の日から施行する。ただし、四については平成20年1月1日から、五

については同年4月1日から施行する。また、一及び二については平成19年4月1日から適用する。

②参議院を通過し、衆議院において継続審査となった議案

国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法案(参第13号)

【要旨】

本法律案は、我が国がアフガニスタンの復興の支援を通じて国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に寄与するため、平成13年9月11日にアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃に関連して採択された国際連合安全保障理事会決議第1659号を踏まえ、アフガニスタン国内の安全及び安定の回復に資するための措置を講ずるとともに、アフガニスタン国民の生活の安定と向上に向けた自主的な努力を支援するものであり、主な内容は次のとおりである。

- 一、政府は、国際社会の協力を求めつつ、アフガニスタンにおける武装集団が行っている 武器を用いた不法な抗争を停止し、及びその停止を維持する旨のアフガニスタン政府と 当該武装集団等との間の合意(以下「抗争停止合意」という。)の形成の支援等の措置 を講ずるものとする。
- 二、この法律に基づき、政府によって実施されるアフガニスタン復興支援活動を治安分野 改革支援活動及び人道復興支援活動とし、内閣総理大臣は、これらの活動のいずれかを 実施することが必要な場合には閣議の決定により基本計画を定める。
- 三、アフガニスタン復興支援活動の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるもの であってはならない。
- 四、人道復興支援活動については、抗争停止合意が成立している地域であってそこで実施 される活動の期間を通じて当該抗争停止合意が維持されると認められる地域又は当該人 道復興支援活動に対する妨害その他の行為により住民の生命若しくは身体に被害が生じ ることがないと認められる地域において実施するものとする。
- 五、自衛隊の部隊等が実施するアフガニスタン復興支援活動は、人道復興支援活動に限る ものとする。
- 六、基本計画には、アフガニスタン復興支援活動に関する基本方針、活動の種類及び内容、 活動を実施する区域の範囲、自衛隊が外国の領域で活動を実施する場合における部隊等 の規模等を定める。
- 七、内閣総理大臣は、基本計画の決定又は変更があったときはその内容を、基本計画に定 めるアフガニスタン復興支援活動が終了したときはその結果を、遅滞なく、国会に報告 しなければならない。
- 八、内閣総理大臣は、基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施するアフガニスタン復 興支援活動については、その実施前に、当該活動を実施することにつき国会の承認を得 なければならない。

- 九、内閣総理大臣等は、アフガニスタン復興支援活動を実施している場所の近傍において、 戦闘行為が行われるに至った場合等には、速やかに、当該アフガニスタン復興支援活動 の終了を命じなければならない。
- 十、内閣総理大臣は、指定されたアフガニスタン復興支援活動の実施区域の全部又は一部 がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなった場合には、速やか に、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。
- 十一、アフガニスタン復興支援活動の実施を命ぜられたアフガニスタン復興支援職員又は 自衛隊の部隊等の長等は、当該活動を実施している場所の近傍において戦闘行為が行わ れるに至った場合等には、当該活動の実施を一時休止し又は危険を回避しつつ、前記九 又は十による措置を待つものとする。
- 十二、アフガニスタン復興支援活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己若しくは自己と共に現場に所在する他の自衛隊員等若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命若しくは身体を防衛するため又は当該アフガニスタン復興支援活動の実施に対する抵抗を抑止するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、一定の要件に従って武器を使用することができる。
- 十三、アフガニスタン復興支援活動の迅速かつ円滑な実施を図り、アフガニスタンの人間 の安全保障に寄与するため、内閣府に、アフガニスタン人間の安全保障センターを置く。
- 十四、国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主導的に 寄与することを含む我が国の安全保障の原則に関する基本的な法制の整備が速やかに行 われるものとし、当該法制の整備において、日本国憲法の下での自衛権の発動に関する 基本原則及び国際連合憲章第7章の集団安全保障措置等に係る我が国の対応措置に関す る基本原則が定められるものとする。
- 十五、政府は、国際連合に、国際連合が行う国際の平和及び安全の維持又は回復のための 取組を補完するものとして、国際の平和及び安全に対する脅威に対し直ちに必要な措置 を執るための組織が設置されるよう、国際連合等に対し働きかけを行う等積極的かつ主 導的に取り組むことについて、検討するものとする。
- 十六、テロ対策海上阻止活動が国際連合の総会又は安全保障理事会の決議に基づき国際連合加盟国により行われることとなったときは、これに参加するために必要な法制の整備について、検討するものとする。
- 十七、この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、施行の日から起算して1年を経過した日に、その効力を失う。

③参議院を通過し、衆議院において審査未了の議案

イラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置を直ちに終了させるための イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案(参第5号)

【要旨】

本法律案は、イラクに対する国際連合加盟国による武力の行使が正当性を有していないこと、いわゆる非戦闘地域の概念が虚構の概念であること等の理由によりイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の法的な枠組みが完全に破綻(たん)していること、イラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置に関する政府の情報開示が極めて不十分であること等にかんがみ、イラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置を直ちに終了させる等のため、同法を廃止しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法 は、廃止する。
- 二、本法律は、公布の日から施行する。
- 三、本法律による廃止前のイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施 に関する特別措置法(以下「旧法」という。)は、本法律の施行の際現に実施されてい る対応措置の終了に関し必要な範囲内において、なおその効力を有する。
- 四、三によりなおその効力を有するものとされる旧法第5条の規定に基づく国会への報告 は、国会による民主的統制に十分資するものでなければならない。